

○沖縄県警察工事成績評定要領の制定について
(平成 23 年 1 月 26 日沖例規会第 1 号)

沖縄県警察工事成績評定要領

第 1 趣旨

この要領は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成 17 年法律第 18 号)第 6 条の規定に基づき、警務部会計課が所掌する請負工事(国費に限る。以下同じ。)の成績評定(以下「評定」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

[公共工事の品質確保の促進に関する法律]

第 2 評定の対象

評定の対象は、原則として、1 件の請負金額が 500 万円を超える請負工事について行うものとする。ただし、電気、ガス、水道又は電話の引込工事等で支出負担行為担当官沖縄県警察会計担当官(以下「会計担当官」という。)が、必要がないと認めたものについては、評定を省略することができる。

第 3 評定の内容

評定は、工事の施工状況、目的物の品質等について行うものとする。

第 4 評定者

1 評定を行う者(以下「評定者」という。)は、会計法(昭和 22 年法律第 35 号)第 29 条の 11 に基づく工事契約の適正な履行の確保について監督を行う者(以下「評価官」という。)及び検査を行う者(以下「技術検査官」という。)とする。

[会計法(昭和 22 年法律第 35 号)第 29 条の 11]

2 評価官は、主任技術評価官及び技術評価官とする。

3 主任技術評価官は、警務部会計課施設指導官とする。

4 技術評価官及び技術検査官は、警務部会計課長が、警務部会計課員の中から評定に関する知識、技能に優れた者の中から選任する。

第 5 評定の方法

評定は、評定に関する必要な事項について、請負工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公平に行うものとし、評定の方法は次に掲げる事項による。

(1) 評定は、工事成績採点表(様式第 1 号)、細目別評定点採点表(様式第 2 号)、考査項目別運用表(別表第 1)及び施行プロセスチェックリスト(別表第 2)により行うものとする。

(2) 評定結果は、工事成績評定表(様式第 3 号)に記録するものとする。

(3) 請負契約により工事監理業務を実施している場合は、監理業務請負者との協議により評定を行うものとする。

第 6 評定の時期

技術検査官は検査を実施したときに、評価官は工事が完成(一部完成を含む。)したときに、それぞれ評定を行うものとする。

第 7 評定結果の報告

評定者は、工事が完成（一部完成を除く。）したときは、遅滞なく、会計担当官に評定結果を報告するものとする。

第8 評定結果の通知

会計担当官は、評定者から評定結果の報告を受けた後、当該工事の請負者に対し、速やかに工事成績評定通知書（様式第4号）により評定結果を通知するものとする。

第9 評定の修正

会計担当官は、工事請負者に工事成績評定通知書の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認めた場合は、評定の内容を修正しなければならない。この場合において、会計担当官は、遅滞なく、その結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

第10 説明を求められた場合の措置

1 会計担当官は、評定結果又は評定修正の通知を行った工事請負者から、当該工事請負者が評定結果又は評定修正の通知を受け取った日から起算して10日（この期間には、沖縄県の休日を定める条例（平成3年条例第15号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面により、説明を求められた場合は、速やかに、工事成績評定に係る説明書（回答）（様式第5号）により回答するものとする。

[沖縄県の休日を定める条例（平成3年条例第15号）]

2 会計担当官は、工事成績評定に係る説明書による回答をする場合は、別に定める沖縄県警察工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

第11 再説明を求められた場合の措置

会計担当官は、工事成績評定に係る説明書の回答を行った工事請負者から、当該工事請負者が書面を受けた日から起算して10日（この期間には、休日を含まない。）以内に、書面により、再説明を求められた場合は、沖縄県警察工事成績評定評価委員会の審議を経た後、工事成績評定に係る再説明書（回答）（様式第6号）により回答するものとする。

第12 雑則

この要領に定めるもののほか、評定に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。